

令和2年4月28日

古賀市教育委員会  
古賀市立小中学校長会

### 古賀市立小・中学校臨時休校期間の延長について(お知らせ)

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応につきましてご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

現在、福岡県における感染状況は収束が見通せず、依然として厳しい状況が続いています。5月7日からの学校再開については、今後の国の緊急事態宣言の動向や県の方針を踏まえる必要がありますが、5月7日が大型連休の翌日であり、事前に十分な周知を行うことが困難な状況です。

このため、古賀市各校では、下記のとおり令和2年5月7日(木)並びに8日(金)を臨時休校とすることに決定しました。

つきましては、趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、5月11日(月)以降の学校再開については、国及び福岡県の緊急事態宣言の有無によって決定し、決まり次第ご連絡いたします。

#### 記

#### 1 臨時休校期間

延長前：令和2年4月 7日(火)～5月 6日(水)

延長後：令和2年4月 7日(火)～5月 8日(金)

#### 2 臨時休校期間中の生活及び学習について

基本にご家庭での指導をお願いします。

- ・外出自粛となりますので、児童生徒は外出せず、家で過ごすこと。
- ・臨時休校期間の目標を立てて、規則正しい生活を送るとともに、計画的に学習に取り組むこと。

※ただし、感染拡大状況により、休校期間が延長される場合があります。

#### 3 臨時休校延長期間中の特別自習教室、自学・自習教室、配食について

延長された5月7日(木)、8日(金)も継続して実施します。

手続きについては、後日お知らせします。

#### 【問い合わせ先】

古賀市 教育委員会 学校教育課  
電話：092-942-1130